

伊万里市企業活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊万里市長 深 浦 弘 信

## 伊万里市条例第30号

### 伊万里市企業活動支援センター条例の一部を改正する条例

伊万里市企業活動支援センター条例（平成20年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成19年総務省告示第618号」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたものをいう。以下同じ。」に改め、同条第2号中「佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第15号）第2条第2号、第3号及び第5号に定める業種」を「規則で定める業種」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。